

たが、三十九年度の実績はそういう状態になつておるわけでありませう。

○吉川(兼)委員 その適用漏れの原因はどこにあるか、徴収方法が問題になるのではないかと申すのであります。つまり、現在は被保者が直接窓口を持つていく方法と、それから民間の団体が徴収して一括して支払う方法とがあるように思いますが、このように他人まかせのところに適用漏れの原因があるのではないのでしょうか。はたしてそうだとすれば、社会保険事務所の職員あたりが直接徴収に当たるという方法、こういうことを法制化す必要があるのではないかと申すのであります。その点についてはどうでございますか。

○実本政府委員 お尋ねの適用漏れの者をどういうふうな補正してこの制度にのせていくかというお話でございますが、三十九年度の適用漏れの者に限って申しますと、適用漏れ者が約百三十万ございませう。これに対して適用の方法といたしましては、都道府県なり市町村の役所の系統で適用加入の促進をしておられるということ、それから先生がちょっとお触れになりました民間の組織を使ひまして、そういうような組織活動によってみずから適用を申し出てもらう、こういう方法と二つをとって申しておられます。それで本年度、四十年度におきましては、大体前年度に漏れました人たちのうちから失権していったり、ほかの制度へ転出していったりする人たちが見込まれてまいりますので、大体百二十、三十万程度の人を目標にいたしまして、それぞれの適用促進についての措置をとってまいりたい。やはり民間の組織というものもこれは無視できませんので、そういうものを適切に指導いたしまして、納付組織あるいはその他の民間組織を活用いたしまして適用促進を進めていきたい、かように考えておる次第でございます。

○吉川(兼)委員 滞納した場合に、滞納分については、金額は幾らになつてもそれは強制徴収になつておるわけでありませうが、その取り扱いの実際はどうか、それを聞いておきたい。

それから事務費についても、本年度は百三十円から百六十五円に引き上げられておるようでありませうが、この程度の引き上げではどういかに合ふものでなく、市町村では年金事務処理に、費用の面からして支障を来たすようなことを言つておると思ひますが、私はこの制度のPRや加入推進などを積極的に進める意味におきまして、事務費はこの際大幅に引き上げるべきではないかと思ふのであります。ことに本年は国民年金証書の更新とか、あるいは受給権の存否の調査ということなどが重なり、事務の分量も非常に増大するはずでありませうが、それらについてのお考えを聞いておきたい。

○実本政府委員 最初に、先生のあとのお尋ねの事務費の問題について申し上げますが、事務費は、昭和三十九年度におきましては、被保険者一人当たりの単価が百三十円ということで、年度の途中で百三十五円というふうに補正いたしておられますが、百三十五円でございます。これについては、実施上市町村側に非常に持ち出しが多いというふうな実情がありまして、来年度の予算におきましては、前回大臣からも御答弁がありましたように、一人当たり現在百三十円の単価を百六十五円と大幅に約三割近い増額をはかつていただきまして、これによって、まあ十分とは申し上げませんが、従来十円ずつしか上がりませんでしたものが約三十五円というふうに大きく上がりましたので、幾らか実施上の潤滑油になるというふうに考えておる次第でございます。

それから滞納分の問題につきましては、これはやはり滞納しました全員に納付書を配付いたしまして納付の機会を与えておるわけでございますが、滞納処分というようなことは事実上いたしておりませぬので、なるべくスムーズに納めていただくというふうな指導方針で進んでおるわけでございます。

でございますが、福祉年金もさることながら、拠出制の年金についてはどういふように考えておられますか。

○山本(正)政府委員 拠出制の年金につきましては、御承知のように、昭和三十六年の四月から発足いたしました今日に至つておるのでございませうが、先般各御意見が出ておりますように、拠出制の年金の改善ということを大幅に考えなければいけない情勢と同時に、福祉年金の引き上げにつきましても、拠出年金の改善ということが一つ、大きく前進するためには前提になるといふ意味におきまして、各般の御意見が出ておるわけでございますが、この問題につきましては、やはり拠出年金制度は各般の基礎資料の変化というものを御見察して、そしてそれに即応いたしまして計算をする必要がありませうので、再計算の時期が来年度であると考へまして、その際に再計算をしながら厚生年金の改正と見合つて大幅な改善を実施すべきである、かように考えておる次第でございます。

○吉川(兼)委員 ちょっと同じような答へを聞くことになるかもしれませぬけれども、厚生年金保険は今回の改正で一万円年金の形がとられたわけでありませうが、私はこの国民年金の額につきましても、少なくともこの線までは引き上げるべきだと思ふのであります。いまの御答弁がこの質問の答弁にも通用しようが実はもう少し具体的な構想のようなものがありますならば、それを聞いておきたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 次に予定いたしておりました国民年金の改正につきまして、年金額を幾らにするといったような具体的な構想は定まっておおりませぬ。これは、いまも御指摘ございましたように、厚生年金の改正というものが実現いたしますと、やはりそれとの均衡というものが当然考えなければいけません。けれども、それと同時に、国民年金につきましても、その費用負担という問題が、厚生年金あるいはそれ以上に非常に重要な問題になるわけでございます。そういうことでは、

者の負担能力という点ともかね合ひながら、あるいはその費用を被保険者、国庫、どういったような形で負担できるかという問題との関連においてもものを考えなければならぬわけでございます。この問題につきましては、各方面の意見を聞き、かつまた現在国民年金審議会におきまして準備的に行つておられる御検討願つておるわけでございます。速急に成果を得る方向に努力いたしたいと存じておる次第でございます。

○吉川(兼)委員 次はスライド制でございますが、厚生年金法の修正にも見られましたように、これは当然問題となるべきものでございませう。私はむしろ国民年金法に合わせて厚生年金法は改正が行なわれるべきものである、こういうふうに見ておるのでございませうが、このスライド制につきましては政府はどういふふうに考へておられますか、これは大臣からひとつお答へいただきたい。

○神田國務大臣 この国民年金のスライド制の問題でございますが、先般厚生年金の際にもいろいろ御議論がありまして、その際にもお答へ申し上げたとおりでございませうが、私は、こういうふうな物価の変動、賃金の上昇等がございませうな現在の情勢下におきましては、やはりスライド制をとることがいい、こう考へておられます。なぜこの問題をここにとらなかつたかという点になりますと、それは御承知のように、いま他の制度ともいろいろ関連を持っております、恩給もございませうれば共済もございませう。その他もございませうので、そういう面も十分ひとつ連絡をとります、またスライドを物価だけでとるのか賃金だけでとるのか、あるいはこれを併用するのかがいろいろのとり方の問題もございませう。そういうことをひとつ十分詰めて検討いたしまして、その結論を得ましたならば採用いたしたい、こういうふうにお考へるのでございます。なかなか関係方面も広いし、問題も広範多岐にわたる問題でございますが、御趣旨は私もまことに同感でございますが、実際問題としてそういう資料が十分整うのに相当の時間がかかる、こういうことでは、

ます。検討を進めておる、こういうふうには御了承願いたいと思ひます。

○吉川(兼)委員 この問題は、御答弁のように実現するには相当な困難があると思ひますが、神田大臣におかれては、ひとつ急速に実現を見るように御努力のほどを要望いたしておきます。

それから、老齢福祉年金の受給制限のことでございますが、老人一人の場合と夫婦の場合とはそこに制限があるのでございますが、年金額はお話しにならないように低い今日の状態におきましては、この制限のごときは、すべからず撤廃する必要があると思ひます。この点を御考慮する余地があるかどうか。

○山本(正)政府委員 所得制限につきましては、先般各般の御意見を拜聴しておるわけでございますが、御指摘のように、それぞれの部類に分けてまして所得制限がございます。もちろん所得水準の上昇の实情に即しまして、毎年度所得制限は緩和してまいっておるのでございます。現実には、この所得制限によりまして三割見当のものがひつかかってまいりますか、所得制限をかぶっておる、あとの七割見当のものは受給しておる、こういう現状になっております。それから夫婦の場合の所得制限等につきましては、これは数の上ではごく一部のごときでございますが、何がしの所得制限によつてもええない人があるわけでございまして、これらにつきましては、毎年度その実情に即して引き上げはいたしておりますが、これを撤廃してはどうかという積極的な御意見も出ておるわけでございます。この問題につきましては、まだそれぞれの項目につきまして毎年改善いたしたいという項目もたくさんございまして、何に重点を置かかといつたような問題がございまして、年金額の引き上げ、それからまた所得水準の伸びに即した制限の緩和という措置で今日までまいっておるのでございますが、なお財政ともならみ合わせまして、この撤廃ということが可能であるならそういう方向をとりたい、かように考えておる次第でございます。

○吉川(兼)委員 次は、国民年金の積み立て金の還元融資のごときでございます。現在は二割五分のワクの中で自主管理が行なわれているように思ひますけれども、この二割五分の中には、社会福祉振興会費のような当然一般会計で負担すべき性質のものまで含まれておるのであります。このようなことでは、このワクがかりに三割、五割と広げていくようになりまして、一般会計で負担すべきものまでその中に混入していくというようにならざるを得ない内容であつたのでは、何らの意味はありません。私は、この積み立て金の融資に関する限りは、あくまでも還元融資の内容を堅持して、怪しげなものは混入さすべきでないと思ひます。ありますが、これにつきましても大臣はどういうふうに考えておられますか。

○神田国務大臣 いま御意見がございましたが、そういうような考えのもとに今後進めてまいりたい、こういう基本的な考えでございます。

○吉川(兼)委員 あまりに簡単に、そして抽象的な御答弁であります。まあいいでしょう。次に、公的年金との併給についてでございますが、一般の場合には二万四千円まで認めておると思ひますけれども、他の年金との見合いという観点から、これは当然供給の制限を徹底すべきものではないでしょうか。少なくとも相当大幅に緩和すべきものであると思ひますが、この点についていかがですか。

さらに、ついでにもう一つ聞いておきますが、今回の改正案は、戦争公務によりする死亡または廃疾の場合の併給限度額を八万円から十万円に引き上げております。これも一般の場合と格差があるように思われますが、あわせて御答弁いたしたいと思います。

○山本(正)政府委員 福祉年金との併給の問題につきましても、従来、当委員会におきまして御意見を承つておるのでございますが、実はこの問題につきましても、国民年金の給付制限年金が二十五年の場合に二万四千円、こういう現状でございます。国民年金の被保険者といひますか、国民

年金法の中におきましては、拠出年金と福祉年金というものの併給を考慮することは非常に論理的にむずかしい問題がございまして、そういう問題が一般に二万四千円ということになっておるのでございまして、この問題につきましても、従来は、厚生年金なり船員保険というものの給付が非常に低額でありましたために該当者もあつたわけでございますが、今回の厚生年金法の改正によりまして、最低保障額を年額六万円、こういうことにいたしました。したがって、遺族年金が中心といたしても、すべて六万円以下の年金はない、こういう結果に相なるわけであります。

その意味におきまして、実質的にはこの最低保障を引き上げることによりまして一つの解決方法を考えたわけでございます。理論的に考えますれば、やはり各年金制度を通じて最低保障というものを考へていく、そうして併給というものはむしろ考へる必要がないようにするのが筋ではないかと考へるのでございまして、国民年金の改正が実現いたしますれば、恩給関係の低額のものとの併給というものの限度額があまり変わらなければ残るといふことになるわけでございまして、そういう問題から、あるいは各年金制度を通じて最低保障額というものの合理的な線を引いて、併給という問題も考へないという行き方も一つあるかと存するのでございまして、ただ現実には併給制度があるわけでございまして、これは先ほど申しましたように、国民年金の拠出年金につきまして二万四千円という一つの給付額があるといふこととの関連もございまして、次の機会に国民年金の拠出年金を中心として大改正をいたします際には、その限度額の引き上げ、あるいは併給というものをどういふように考へるかということにつきましても、根本的に考へてまいりたいと存するのであります。

それから御指摘の公務扶助料との併給につきましても、御承知のように、公務扶助料の引き上げが本年の十月から七十歳以上の人につきましては

一〇〇%実現するわけでございまして、公務によりまして死亡したむすこさんのおかあさん、おとさんといった御老体の方につきましては、やはり感情的に一つの問題がございまして、そうして従来福祉年金をもらつておつたのが、公務扶助料が上がつたためにもえなくなるといふ人たちがいては、これはやはり従来どおりもらえるようにしたほうが適當ではないかということ、この公務扶助料との併給限度額を引き上げたのでござい

ますが、一般的には、併給制限についてはさらに御指摘の点も十分考へまして、拠出年金の次の改正のときに根本的に検討したいと存じておる次第であります。

○吉川(兼)委員 ただいまの御答弁はもちろん決して満足すべきものではありませんが、大体において私の意向に沿うものであると解します。この上はどうかこれが実現方につきましても当局には熱意を持って努力をしてもらいたい、ということを申し添へまして、この機会における私の質問を終わります。

〔委員長退席、議谷委員長代理着席〕
○議谷委員長代理 伊藤よし子君。
○伊藤(よ)委員 すでに先輩各委員から、あらゆる角度から御質問がございまして、重複を避けまして一、二の点だけを御質問したいと思ひます。

第一は、今回の改正によりまして、受給権者の扶養義務者の所得が、従来六十五万四千円から七十一万六千円に緩和することになっております。この点は、前よりは一歩進んだわけですから、こうだと思つておられるけれども、私はこういうことを非常に痛感するのです。いま一般の家庭では、先日も大学の教授のお話でございましたけれども、百万くらい、あるいはそれ以上の家庭におきましても、子供が大学などに行つておられますといへん家計が苦しくて、なかなか老人まで小づか

いも渡らないというのが現状でございます。少なくとも、その老人身体に所得がない場合にはこの福祉年金が渡るように、今後ぜひこれは改正をし

ていつていただきたいと私は思うのでございませう。所得に全然制限なしということはできないでございませうが、現状におきまして、せめて百万ぐらゐの所得までには、その家庭で老人自体に所得がない場合には、何とか老齢年金が渡るようにしていただきたいと思ひます。それについて、いまできなくても将来、大臣はどのようにお考えになっておりますか。

○神田国務大臣 たいまお述べになりました所得制限の制度に対する将来の考え方でございますが、私は、将来はこういうものはやめたほうがいいじゃないかという考えははっきり持っております。ただ、いろいろ今日の段階で他の制度等もございましてやむを得ずやっておりますが、御承知のように国民年金については特に少額でございまして、老後の保障でございますから、やめるか、もっと引き上げるといふことを考えていきたい、かように考えております。

○伊藤(上)委員 いま一つでございますけれども、現在の福祉年金の年齢の制限でございます。これは全体として六十五歳くらいから、来年度の改正などにおきましてはやっていたらいいというのを強く御要望申し上げます。これは、今回でも、身寄りのない老人が六十五歳から老人ホームに入っておられる例がございます。これは各所でそういうことがございます。その際に、七十歳以上の方は老齢年金が渡りまして小づかいがあるのに、六十五歳から入った人には一銭も渡らなくて、同じ老人ホームの中でたいへんみじめな思いをしているので、たとえ半分でもいいから、何とか渡るようにはできないかという要望を各所で聞くのでございませぬけれども、この改正はたいしたことではございませぬから、今回の改正の中でもできるのじゃないかと思ひますが、これについてのお考えを承りたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 いま先生から御指摘がございましたように、この問題は、生活保護を受けて入っている方々につきましてやはり同じような加算の取り扱いをいたしております、したがっ

て、生活保護を受けている場合に、七十歳以上につきましては正式の加算がある。ところが、六十歳から入っている方々につきましては正式に加算されないというので、養老ホームでやりくりをされているという実情を私も聞いております。確かに理論的には、拠出年金が六十五歳といたしますとその補完的な制度でございませぬから、やはりその年齢を合わすというのが一つの考え方ではないかと考えておるのでございませぬ。ただ、大ざっぱに申しまして、現在の給付額で一歳下げますと、たとえば六十九歳にいたしますと大体五十億見当の金額が要るわけでありまして、五歳下げますと約二百五十億、こういった所要額になるわけでありまして、毎年制度を改善したいという項目がたくさんございまして、何に重点を置くかというような点の関連もございまして、御趣旨の線に沿つてものを考えたいと思つておりますが、現状におきましては、ほかのほうの改善に力を入れなければならぬという事情がございまして今日のような状況になっておりますが、やはり方向としたしましては御指摘のような方向にものを考えるべきだ、かように考えております。

○伊藤(上)委員 ぜひその点は、全額でなくても半額でも、できるだけ早く、そういう老人ホームなどにいる人だけでも渡るような御措置を願ひたいと思ひます。

最後に、この福祉年金の額を上げるという問題は各委員から全部おっしゃったところでございまして、ぜひこれは上げていただきたいわけでありませぬ。特にこの福祉年金の中で老齢年金というのが、非常にわずかな額でございませぬけれども現在老人から喜ばれておりますので、この点ぜひ、今回できなくても来年には大幅に福祉年金の特に老齢年金をお上げいただきますように強く御要望申し上げます。簡単でございませぬが、私の質問を終わります。

○神田国務大臣 たいまの伊藤さんの御要望については、十分考慮いたしまして、検討してまいりたいと思ひます。

○澁谷委員長代理 澁井義高君。国民年金法等の一部を改正する法律案について、先日御質問をいたしました残余の部分について御質問をいたしたかったと思ひます。その前に、この前お願いいたしておきまして、今回保険料の徴収が六対四から五対五に変化した、その理論的な根拠についての説明をいたしたいということもございませぬが、これはあとでひとつ説明をさせていただきます。

きょうは、まず第一に、この前の続きでお尋ねいたしましたのは、税金と社会保険料との関係についてでございます。現在社会保険料というものは、所得から社会保険料の控除として差し引かれていくわけでございます。私はそれがいいとか悪いとか、きょうは言うつもりはございません。問題は、現在大蔵省のほうで非課税の限度額をきめるにあたって、標準的な生計費というものを五十三万五千六百九十六円というようにきめていくわけです。これを基礎にして免税点が五十四万四千二百円であったかと思ひますが、正確に言えば五十九円とついでにおつたかと思ひますが、きまつていくわけですね。その場合に、今回厚生年金が改正をされて、千分の三十五が千分の五十八に政府原案はなつておつたが、それを修正して千分の五十五にいたしました。同時に、健康保険におき

て、政府は一応予算編成の過程では総報酬制というものをとつてきた。そうしますと、これらの社会保険の保険料がぐっと一倍半なり二倍程度に上がったという事は、いわば国民生活の面から考へると、税というものを中心にして標準的な生計費なり免税点というものを割り出してきておられるわけです。税というものと関連で。その場合に、国民健康保険の保険料とか厚生年金の保険料とか健康保険の保険料というふうなもの、そういう生計費を考へる場合に全然ネグレクトされてしまつておる、考えられていないわけですね。御存じのとおり、いままで一百万円の保険料を払つておつた人が、総報酬制をとることによつて一百万六千幾らになる。今年年金をぐっと上げることによつ

て、さらにその一百万六千円にプラスアルファがついて増加をしていく、こういう形になるわけですね。したがつて、この保険料というものは、いわば強制加入における強制保険料なんですから、性格は税と全く同じなんです。そうすると、こういうものについて、一体、税と同じ立場で大蔵省とものを言ひあるいは主張して、標準生計費なり免税点を出すときに考えたことがあるかどうかという事です。これは、今後われわれが総合的な観点からものを考へる場合には当然考へなければならぬ。ところが、厚生省の行政施策を見ると、先日私は非常にマクロな形で中期経済計画の中における年金と医療の問題を出してみただけでも、これもさつぱり地歩を確立してないですね。そこで、きょうは、ちよつとミクロのものをみてみたわけです。一体、ミクロにおける生計費、免税点と、税はその中に位置を占めていないのじゃないか。これを位置を占めさせる必要がある。それについて一体どう考へておるのか。そのことは厚生省が考へるばかりでなくて、船後さんのほうの主計局も、やはり予算編成をするときには、当然それを頭に入れてもらわなければならぬわけですよ。そういうことが一体考へられて予算その他が組まれておるのかどうか。

○山本(正)政府委員 おっしゃる通りに、保険料の性格とそれから税というものは、ほとんど同じような性格を持つておるわけでございます。強制的な性格を持つておるわけでございます。そういう意味におきましては、要するに社会保障の問題という事は、負担の面から考へますと、単に社会保障体系にある各制度の負担ということではない、税制というものを考へなければ、社会保障というものは根本的に考へられないのじゃないかという御意見があるわけでございます。それはまことにございませぬ。御意見であるわけでありませぬ。ただ、現段階におきまして、それでは税制を立てる際に、社会保障の各費用負担というものが

は一つの悲劇なんだ。悲劇というよりも喜劇かもしれない。もう少しそういう点は、いまのように生計費から保険料を出すという理論を、私はこの際排除する必要があると思う、税と同じように。やはり私は、それを考えてもらう必要があるんじゃないかというのです。それでは、それはしばらくちよっとおいておきましょう。

そうすると、昨日から妻のことがいろいろ問題になっておりますが、あなた方は、妻というものを夫に従属したある一定の経済的需要を持った人間として見るのか、それとも夫の半身として、夫の所得に貢献をする人と見るのか、すなわち夫が百万円の所得を得るならば、少なくともその半分は妻の内助の功によって得たと見るのか、それとも全く夫の付属物として見るのか、ここがやはり妻の年金の立て方の根本論になってくるわけですね。どっちとも見えてきたのか。国民健康保険では、妻というものは独立のものとして見えてくるわけです。厚生年金では、これはもう全然ネグレクトされてしまっているのです。夫の半身でもないし、一個の経済的な需要を持つ人間とも見えない。厚生年金では妻をどう見ているのかさっぱりわかりません。あなた方が今後、来年度の厚生年金を立てられるにあたって、二、三日前から盛んにラジオでは——ここでは見ざる、聞かざる、言わざるのつんぼみたいなふりをして言っておられるけれども、ラジオではどんどんやっておる。私ちょっと書いてみたけれども、昭和三十六年から拠出制が始まった。二十五年したら月に二千円の金を差し上げる。今後の改正は、六十五歳からもう場合には倍にする。二十五年で四千元にしたい、四十年で七千円にしたいというようなこと、それから三十四歳までの百円、三十五歳以上の百五十円の保険料は倍にするというようなことをじゃんじゃんラジオやテレビでは放送しているわけだ。それで、厚生省はいまやこういう方向で検討に入ったんじゃないかとラジオでは言っておる。これはNHKが言っておるのだから、どこからニュースを持ってきて言っている

と思うのです。大臣や山本さんは言っておられるのかも知れない。もちろん、どこからか出るからこそNHKは言うので、一体それほど具体化しているならば、妻というものはどういふものと見て、どうしようとするのか。

○山本(正)政府委員 別に先般来申し上げておりますように、国民年金の改正につきまして、当委員会における質疑にはいろいろ出ておりますけれども、具体的な構想を持っておるわけじゃございません。そこで、問題の妻の見方という問題は、これはどうも哲学的な要素も入っておるわけでございます。どういふふうに見ているかというのを、法律的にはこうなっておるといふことはありまして、どういふふうに見ているか、どういふふうに見るべきかという基本的なものの見方というものにつきましては、確かに御指摘のように、厚生年金と国民年金の構成上の立て方が違っております、そこに一貫性がないじゃないかという御議論もあると思います。ただ従来は、やはり妻と夫というものにつきましても、一体的に見てきておたということがあるんじゃないかと思っております。しかしながら、今日の社会情勢におきまして、そういう見方だけでいいのかわりに、さういふところから、妻の座というものが議論になってきているのではないかと思っております。厚生年金におきましても、たとえばこれは二つの問題があるわけでございます。年金制度については、一つは、夫と妻とが老齢になった場合に個々の年金を考えるか、それとも夫の年金というものを中心にして妻の扶養加算といふものを中心にして妻の生活の支えを見て考えていくか、あるいはまた遺族年金という制度がございますが、その際において、夫が死んだ場合、遺族年金といふものを従来は慣例上二分の一ということになっておりましたが、そういう考え方というものに異論があるかどうか、あるいは夫が死んだ場合には、妻に夫の年金が支給されるというふうな立て方というものが外国の例にもあるわけでございます。そういう

た妻の加算なりあるいは遺族年金の立て方というものを根本的に考え直さなければいけないという問題はあると思っております。その意味におきまして、単に社会的に妻と夫との関係をどう考えていくかということに簡単に割り切るといふことよりは、やはり法制的にどう扱っていくかということにならなければならぬと思っております。その点は、確かに現在の制度につきましては各制度はばらばらでございますが、基本的な考え方というものが一貫してないというよりは免れないと思っております。そういう点を妻の座の問題として今後検討してまいりたい、かように存じておる次第でございます。

○滝井委員 時間がありませんから、妻のことはもう一つ、これでやめますが、御存じのとおり労働者の妻は国民年金に任意加入です。その妻が国民年金に任意加入しておいた。ところが、夫が災害でぼろぼろなくなった。そうすると、妻には遺族年金がきます。ところが、いま国民年金に妻が加入しているのですけれども、まだ年度の受給が発生してない。しかし、これが何年かして発生したときには、厚生年金の遺族年金と国民年金が併給されますか。

○山本(正)政府委員 厚生年金の遺族年金の受給者である妻が、本人の保険として国民年金の受給期間を満たして一定の年齢に達すると、本人の国民年金とそれから厚生年金からの遺族年金と両方もらえるわけでございます。

○滝井委員 そうするといふまでは厚生年金と労災とが併給をする場合には、国の負担分と事業主の負担分とを削除してやるわけでしょう。そうすると、今度その理論がおかしくなるのです。どうしてそれを削除するのか、どうして制度が違うものを併給しないのか。厚生年金と国民年金の妻の場合には併給ができたのに、労災と厚生年金と、どうしてその満額の併給ができないのかということになるわけですか。

○山本(正)政府委員 これは各年金の体系が別々であるために、厚生年金におきまして夫が死んだ

という場合には、夫が死んだという保険事故によりまして妻の遺族年金が出る、こういうことになるわけでありまして、国民年金におきましては、本人が国民年金の被保険者として保険料を納入しておいた。別々の制度になっておりますから、したがって一方は夫の死亡という厚生年金の保険事故であり、一方は国民年金で本人が老齢に達して受給期間を満たしたという保険事故、それぞれの体系による事故としてそれぞれ年金をもらえ、こういうことになっておるわけでございます。

○滝井委員 そのとおりです。だから、どちらも保険事故です。そうすると、労災も労災の保険事故、厚生年金も厚生年金の障害年金の保険事故ですから、そのどちらも併給してもいいわけですね。制度が違うたてまえです。ところが、制度は違いますが、事業主が両方に半額負担している、国も補助金を出しているのだから、国の補助と事業主の負担が二重になるのだから、その二重になる分は排除するという理論が労災と厚生年金にはあるのでしょうか。それといふの理論、その理論からいくとおかしくなる。だから、ここらあたりは非常に觀念の混淆があるわけですね。ある場合はいま言ったようなことをやるし、ある場合は併給して持っていくということになるから、そこらあたりをもう少し整理して、すっきりしたものにしたいと問題になってくるというのを言っておるわけですね。ところが、その糟糠の妻も、離婚したらとんに二分の一が消えちゃう。もう親も子もみななくなつた、自分一人だ、老後がさびしいから、お茶飲み友達でどこかにひとつ 練組みをしようというのとたんに、これは消えてしまふのだ。糟糠の妻でも山内一豊の妻でも、とにかく山内一豊が死んだ翌日に離婚したら、それでもうだめなのですか。歴史に残る人物でもだめだ、こういうことですね。こういふところも、何かちょっと一本抜けてくるような感じがするのです。それで再婚したとかなんとかいふのじゃなくて、再婚も何もしなくて離婚した場合だってだめなのですから、それで非常に経済的にどうにもならない

善処したいと、かように考えております。
○滝井委員 私、一、二問ありますけれども、大臣はもうけっこうです。

それなら、さいぜんちよつと、市町村が相当の持ち出しをやっているというのだが、一体市町村は三十九年度幾ら持ち出ししましたか。

○実本政府委員 三十九年度におきまして、市町村の持ち出し分が、こちらの二十七億の事務費の交付に對しまして、市町村の現用額としまして五十四億というものが出ておりますから、差し引き約二十七億ばかり、ちよつと半分ばかり持ち出ししている、こういうふうな現状になっております。

○滝井委員 そうすると、船後さん、結局百三十円が二百六十円ではなければならぬかというわけです、二十七億、同じ額持ち出ししておるのだから、ただし、これは人件費、事務的諸経費が上っておるのだから、百六十五円ではだめなのであって、三百三十円程度なければだめだ、こういう形になっておるわけですね。国民健康保険も同じです。だから、両方からやるわけですから、市町村としては国民の事務をや、年金の事務をやっておるから、どちらが一体緊急かと言うと、医療のほうが緊急になるのですよ、いますぐの問題ですから。だから、これはあと回しになってしまわないのです。だから、今度はどういうところにそれがしわになってあらわれてきたかと言うと、それが今度、私がいまこれから質問するところにあがってきている。昨年われわれは法の改正で、重度精神薄弱児扶養手当の改正をやった当時、あなた方はこの対象者、二十歳以下の重度精神薄弱児は三万人おられます、こういうことだった。一体これはいま何人申請が出ているか。それからいま一つは、三十九年に精神と結核の内臓疾患を入れた。今度は福祉年金においても障害年金等支給範囲を拡大して、精神薄弱児を入れることになっておるわけです。これだつて相当のややくしい診断書等も要るわけです。まあことしのこととはかくとして、過去のことを見ればこともわかるわけでありませう。そこで、一体現在ま

で、昨年改正した結核、精神の内部疾患の障害者の裁定事務というのはどういふように進捗しているか、この二点を教えてもらつてみればわかるわけでしょう。

○竹下(精)政府委員 重度精神薄弱児扶養手当金の認定状況でございますが、四十年の二月末現在におきまして受け付けました件数が一万六百七十三件でございます、その中で受給という決定をした数が六千八百四十四件でございます。

○実本政府委員 福祉年金のほうに、いま障害年金の拡大といたしまして内部疾患を入れました。精神、結核の内部疾患につきましては、予定で両方合わせまして六万人という数字を踏んでおりまして、それに対して四十年の三月末に受け付けております件数といたしましては、約一万六千件であります。

○滝井委員 私、ほんとうはこれは大臣にちよつと聞かしておきたかった。福祉年金で精神、結核等、すなわち内部疾患まで拡大をして六万件程度あると聞いておつた。ところが一万六千。それから重度精神は、池田内閣総理大臣以来あれだけかや太鼓で国民的アピールをしたはずなんです。ところが、決定したのは六千八百四十四件です。五分の一ですね。それは受付は一万六百七十三件ですから三分の一。それにしても少ないです。あれだけかや太鼓で、「中央公論」にまで水上勉氏が書いてくれた問題でさえもこの程度です。ここです。結局施策をやつて、自由民主党さん選挙のときのしきの御旗に掲げたのだけけれども、国民への徹底はこれだけしかしていません。金をもらうほうで徹底してないのだから、いわんや出すほうにおいでやである。これはやっぱり国民年金の魅力というのに対して国民が無言のレジスタンスを示しておるといふ証拠です。そんなちやちな金はもらわぬとは言わぬけれども、やはり無言の抵抗を示している。そのことは、裏返してみれば、いわば年金を確立する保険料の徴収というものがいかにイバラの道であるかということを示している。ただで金をくれるほうでさえ

もが三分の一か五分の一しか出てこないのですから、いわんやそれを今度取るほうになつたらたいへんなものだということになる。だから、ここらあたりで何か大きな刺激を与えて年金制度の確立の道を開かぬと、来年になつてあなた方が五年に一回の改正だといってやつたところで、国民は踊らないということですよ。その点についてはやはり真剣に考えてもらわなければならぬ。実態がこれを示しておる。その点は十分御配慮願つて、事務的な経費を市町村に負担させるのでなくして、もう少し思い切つて来年度の予算においては三百円くらい入れて、それを私は五年も十年も入れろと言いません。二年なら二年、三年なら三年でいいですから、市町村に、とにかくこれは自分で全額やりますから徹底してくれというのを一べんやつてみたらどうですか。そのくらいのことをやらないと、これは百年河清を待つにひとしい状態になりますよ。そのことは、年金に対する新しい

農村の労働力は、きのう農林省が発表したのを見ても七十七万人も出ていっているのですから、もう働き手はほとんど出ていって、いなくなつちやう。きょうわざわざ船後先生にも来てもらつて聞いておるといふのは、そういうところなんです。ただ来てもらっただけじゃない。それを十分聞いてもらつて、やはり予算編成は緩急自在に重点的に持つていくということにしてもらいたい。

そこで、税制一課長さんに来てもらつています。税金と保険料の関係です。あなたのほうで先日、国民の標準的な生計費というものを五十三万何がし、それから非課税の限度額を五十四万四千二百五十九円とかいうふうにおきめた。それをあなたがおきめるときに、一体社会保険料というものを考慮に入れておきめたのかどうかということなんです。

〔井村委員長代理退席、小沢(辰)委員長代理着席〕

○山下説明員 ただいま御指摘の五十三万何がしの標準生計費は、食料費からエンゲル係数をもつて算出したしております。その点につきましては保険料の問題は出てまいっておりますが、五十四万円の計算の場合には、社会保険料は幾らということは一応計算の中に入れて計算いたしております。

○滝井委員 そうすると、答弁が食い違ふことになる。山本さんのほうは、これは生計費の中からは出さぬ。だから、五十四万の中からは出さぬのですよ。あなたのは、それは考慮してと言ふから、そうすると、社会保険料は差し引いて五十四万というのが出てくることになる。両者食い違つている。

○山本(正)政府委員 ちょっと先生の誤解があると思ひます。私、あの御質問に對しましては、理論的な考え方としてはこういふことになるのじゃないかということをおし上げたのでございまして、五十三万円につきましては、標準生計費について主税当局と厚生省と打ち合わせの上つたものじゃない、かようにお答えしたつもりでござい

○滝井委員 そのとおです。だから理論上は、あなたは生計費、それから生活費の中から出すことになりまして答えておる。それじゃ血と肉を出すことになるじゃないかと私は言つておる。そうでしょう。そうすると、いまのこちらは、五十四万の免税の限度をきめるにあつてはそれは考慮に入れて、こうおっしゃるのです。

○山下説明員 ちょっと私の説明が十分でなかつたと思ひますのは、五十四万円の計算のときには、一定の金額まではこれこれの社会保険料を控除しているものとして計算しておるといふこととございませう。五十三万を計算する場合には、もつぱら食料費は計算いたしました、その余のことはすべてエンゲル係数ではじいたということとございませう。

○滝井委員 そこで、いまのように保険関係を担当している局長とそれから税制一課長さんとの間には必ずしも意思の疎通がないですね、いまの両者の御答弁を聞いてみても。

そこで私が言いたいのは、今健康保険はどうなるかわかりませんが、いままでの政府の基本的態度としては総報酬制をとる、ボーナスにもかける、あわせて薬価の二分の一も負担してもらいますというところで出てきた。そのために、いままで一百万円の保険料で済んでおった人が一百万千円の保険料になる、こういう問題が出てきておる。しかもこれは、五人以上の事業場は強制加入ですから、保険料は税と同じように強制的に源泉徴収されるわけですね。給料から差し引かれるわけです。それに今度新しく厚生年金では千分の三十五、これも事業場と組合員が折半しておった千分の三十五が五十五になるわけです。これも強制徴収、強制加入ですね。そうしますと、税のほうは、なるほど五十三万何がしあったら五人世帯は生きていけるのですということにしておいたのだが、それはいまあなた方の計算の外になっておるのである。こういう社会保険の保険料がウナギ登りに上がっていったために、中堅サラリーマンはたいへんだ。ここにいらっしゃる方はみな中堅サラリーマンだから、身をもって体験しておられるだろうと思えますから、私は正直に言うのです。そうすると、これはどうもあちやんに持つていく給料袋が税を引かれて、保険料もこっそり引かれてかまいませんというところになったのでは、あなた方は自分で政策を立てて自分で首を切ることになりませんよ。それじゃたいへんではないか。だから、こういうものをやるときには、税と同じような考え方に立ってやらないか。税と同じような考え方に立ってやらないか。税と同じような考え方に立ってやらないか。

してはいるじゃないか。だから、生計費や免税をきめる場合にも、これは忘れずにきめてくださいよというのが私の主張なんです。それが、いまの両者の考えを聞いてみるとどうも意思が疎通されてないし、やっけないような感じなんです。これは、もう過去のことは言いませんから、昭和四十一年度の予算編成なり税制を考えるときには、社会保険料を税と同じ形で見てもらわなければ困りますよ、こういうことなんです。

山下説明員 私どもの標準生計費の計算の仕組みは、たゞいま御指摘のように社会保険料等をこまかく計算してありません。食料費を基礎にしてエンゲル係数をやっております。ただ、それと比べますところの課税最低限につきましては相当アローアンスがございまして、その間にいろいろなものが入り得るという仕組みをとっております。ただいまの御指摘の点につきましても、今後税制改正のときには十分考慮に入れて進めたいと思っております。

○滝井委員 せひひとつ今後社会保険を前進させて、特に保守党の政権のもとで保険主義をもって貫いていく限りにおいては、零細な金を強制的に取り立てていくものなんですから、税と同じような立場でこれを考えてもらわないとたいへんなことになる。結局自分のからだをなおりますために、自分の血と肉を抛出して、なおることも悪循環が起って日本の病気がなおらないし、そのことが同時に年金の経済にも悪影響を与える、こういうことを言いたかったわけですね。せひ両者連携をとって、来年から事務的な経費においても、あるいは社会保険料の地位を税金くらいに引き上げるといふ態勢をつくることを要望して終わります。

○小沢(辰)委員長代理 本会議散会後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時十六分休憩
午後四時十四分開議
○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

質疑を続けます。八木一男君。
○八木(一)委員 国民年金法の一部改正案について、厚生大臣並びに政府委員にこの前の続きの質問をいたしたいと思っております。
だいたいこの国民年金法の審議も押し詰まってまいりましたので、これから他の委員の方の質問もあろうかと思っております。来年度の改正案について厚生大臣は非常に前向きな決心を持っていただけたかと思っております。さらに強く固めていただかなければならないと思っております。そういう主要点の筋について、なおまた、具体的な数点の問題についてしぼって御質問をいたしたいと考えております。

まず第一に、来年度の改正案は、国民年金法全体の改正案ということに当然なるうと思っております。そうなりますと、今回の改正案とは違って、拠出制年金の部分で非常にいろいろと改善されるという部分を当然含むべきだろうと思っております。拠出制年金については、各委員の質問に對しまして厚生大臣や政府委員の方から、非常に熱心に取り組むという御決心のほどを御披露になったわけでございます。重ねてその点について、一番大事な点でありますから申し上げておきたいと思っております。年金の金額を非常に大幅に引き上げるといことがまず第一であります。それとともに、年齢の引き下げというように、開始年齢の引き下げであります。そのようなことをいたしたため、いろいろ経費が必要になってまいります。この年金は引き上げても、これに對して保険料が大幅に引き上げられた場合には、いま被保険者は非常に経済成長から取り残された人たちが多くわけてございまして、そのことに對して非常に困難を生じ、またそれに対する抵抗が起るでございましょう。ですから、そういうことにならぬように内容を配慮されることが必要と思っております。その具体的な方法といたしましては、もちろん国庫負担を大幅に導入するというこ

とが一つの大きな本筋であることは間違いないと思っております。そのほかに、これは改善の内容がわれわれの希望するごとく百点満点の大きさになるか、あるいは九十点になるか、八十点になるかによって違わなければならないか、百点満点あるいは百二十点くらいのもをやるときには、保険料のほうにも賦課方式を採用するというようなことを考慮することによって、現在の保険料を上げずに年金給付金額を大きくするということが考えられてしかるべきではないかと思っております。要約をいたしますと、給付の内容を非償還に改善する、改善するために国庫負担を大幅につき込むということが大事であります。そしてこの国庫負担につき込むだけでは、改善の内容が大幅であって保険料の相当の引き上げをしないとつじつまが合わないときには、それを避けて、賦課方式をとることによって保険料をあまり引き上げないで給付の内容を大幅に改善するという、熱心な御努力の結果の法案が国会に提出されなければならぬと思っております。この点について厚生大臣の前向きな、御熱心な決意のほどを伺わしていただきたいと思います。

○神田國務大臣 たいま八木委員から、来年度の国民年金改定期にあたり、その取り扱いにつきましていわれる前向きな大幅に改定をする意向があるかどうか、たとえば年金の大幅引き上げ、あるいはまた年齢の引き下げというように、こういうことになりますと被保険者の相当数が経済成長から取り残されていくという方々が多いわけでございますから、国庫の負担を大幅に導入して、ごさいますから国庫の負担を大幅に導入して、そして保険料をあまり上げないようという御趣旨のおおねだと思っております。私といたしまして、この年金の趣旨から考えまして、厚生年金の引き上げもあのような経過をたどって可決をいただいたのであります。引き続いて来年度国民年金の改定をするにつけて、いまお述べになったような趣旨で、現時点においてはなかなかよくできたとはいえないと、自由民主党でもなかなかいい案をおつ

も、また委員会の各委員もお互いに確認をしたわけでございます。そのような不合理について、私どもは、当委員会としてぜひ今回修正をいたしたいと考えておりましたけれども、いろいろの事情もございまして、来年度改正案のときに、政府がぜひそういう点を入れて改正案を出していただく御努力をしていただく必要があるかと思っております。数点、具体的に一つずつ申し上げてみたいと思っております。

まず第一に申し上げてみたいことは、配偶者所得制限の問題であります。配偶者所得制限は、御承知のとおり、この制度の中に老齢福祉年金と障害福祉年金においてそういう項目がございまして、老齢福祉年金の例で申しますと、本人所得制限と、それからいわゆる世帯制限といわれる扶養義務者の所得による制限というものがあるわけに、まん中に配偶者所得制限というものがあつてございまして、本人所得制限は、本人が現行では二十万の所得があれば、扶養家族があるときは少し加算がございましてけれども、基本的に一人の場合には、そのような収入があるから所得保障は必要度が少ないではないかということで、一応いまつておるわけでありまして、将来においてはこういうものは全部撤廃されることが望ましいわけでございますが、現在においては、そういう理由のもとにございまして、またいわゆる世帯所得制限といわれる扶養義務者の所得に課する制限は、その世帯の中で、いまだつたら六十一万ございまして、そのような、五人平均でそのくらいのものであるから何とか暮らしていただけるから、国家の費用の關係もあるからそういう老人にはしばらく遠慮しておいてもらおうということ、こういうことがついておりますわけでありまして、非常に残念でございますが、これは全部撤廃すべきだと思つて、全体的な予算の關係で段階的に、現時点でこれが少し今度緩和されるようございまして、非常に残念でありますけれども、それをいまして全部撤廃することの案を出されない政府側の事情もわからないではございません。しかし、どう考えてもわからない

ないのは、そのまん中にある点です。その配偶者所得制限、これは配偶者、おじいさんに収入があつたときに、もう一人のおばあさんが七十歳以上でも、このわずかな老齢福祉年金が支給されないということになつておるわけです。具体的に言つと、おじいさんのほうに二十五万の収入があつた。そのときには、そのおばあさんのほうに七十以上でもこの福祉年金が支給されない。ところが、おじいさんが非常に親孝行で、粒々としてやつておつた。おじいさんの親孝行を受けておるおばあさんの場合に、おじいさんがたとえ六十万の収入があつた、ですから、さっきの場合の三倍の生活内容がよかつたというふうな場合にも、これは支給されるわけでありまして、このように、おじいさんに死に別れて、年とつた連れ合いが一生懸命働いてやつと暮らしているそのおばあさんに、全体の収入度が少ないのに支給されない。このような不合理なものは世界じゅうにはないはずでございますから、これはぜひ撤廃すべきだと思つておるわけです。

厚生大臣はぜひ次の、来年出る改正案の中において、これを撤廃する内容を具体的に盛り込んでいただく御決意を当然していただいていると思つてございまして、そのようなことについて、前向きな、明確な御決心のほどを御披露をぜひいただきたいと思つておるわけでありまして、

○神田国務大臣 ただいま八木委員から、配偶者の所得制限とか、あるいはその他の諸制限についてのいろいろ御意見がございました。私も、この所得制限につきましても、しばしばお答え申し上げておられますように、もう七十歳というふうなことにしまして、これは制限をつけるべきじゃない。収入がたかさんある方なら、御自分で御辞退なさるだろうと思つて、それをわずかな収入にみみちいことをすることは、日本がほんとうに社会保障をやり、文化国家をつくるのだというたてまえからいいますと、あまりおとなげないのじゃないか、私がかように考えておられます。お述べになりましたことにつきまして、私はまことにごもっともだと思つておられます。私もまたそう

いう考えであるということをおし添えまして、来年度の改正にあたりましては十分ひとつ努力いたしまして、そういうふうな趣旨をひとつ貫いてまいりたい、かように考えておられます。

○八木(一)委員 ほかの問題と一緒に御質問し、一緒に御答弁になりましたのでややぼやけた形がございまして、もう一回申し上げておきたいと思つて、配偶者所得制限については、来年度の改正案においてこれを撤廃することを入れた改正案をぜひ出される、そうなさるべきであると思つておられます。それについてひとつ前向きな、明確な御決心のほどを承つておきたいと思つておられます。

○神田国務大臣 はつきりお答えしたつもりでございますが、そういうふうにお聞きにならなかつたようでございまして、お聞きになります。私はまことに御同感である、はつきりひとつそういうふうな処置をとりたい、こういうことでございます。

○八木(一)委員 厚生大臣の御熱心な御決意を伺つて、関係者が非常に喜ぶだろうと思つて、私も非常にうれしゅうございまして、

さらに、似た問題でございますが、夫婦受給制限という問題がございます。これは夫婦のおじいさんとおばあさんが両方とも七十歳以上の年齢で、そしてその他本人所得とか世帯所得の制限がない、停止要件がないという場合に、両方の福祉年金を満額支給するのが当然だと思つて、残念ながら現行法では、そのおじいさん、おばあさん二人に支給するときには、その金額を減らすという規定がございます。これは非常に不合理だと思つてございまして、ぜひこの夫婦受給制限というこの条項を来年の改正案において撤廃していただくことについて、前向きの熱心な、ひとつはつきりとした御決意のほどを伺つておきたいと思つておられます。

ひとつ皆さんの御支援を得て撤廃したい、こういうふうな努力いたします。

○八木(一)委員 この年金法の改正案について、自由民主党の先生方も、日本社会党の同僚の先生方も、民社党の先生方も非常に熱心に考えておられます。そういうことで、三党共同のいろいろの附帯決議その他が出されるように伺つておるわけでございます。それについては、当然その後において政府側の所信を御発表になるわけでありまして、けれども、それは非常に明確な意思を御表示願いたいと思つて、同時に、この委員会のほうで、このように自由民主党や日本社会党や民主社会党が熱心にしたことは、それで確信を持ってそういう定義をしたことについては、もう絶対にそれが実現されるような、また実現していただくべきだと思つておられます。国会を尊重し、社会労働委員会を尊重した行動を政府がとらるべきであると思つておられます。厚生大臣はこの問題に非常に御熱心でございます。厚生大臣は、万々その点心配ないと思つておられます。衆議院社会労働委員会の決議が行なわれましたときには、それを絶対に尊重して、急速に実現をするという点について、厚生大臣として、また閣僚、国務大臣として全面的に熱心にやられる、総理大臣、大蔵大臣もそのようにやられる、このことを、厚生大臣として、あるいは総理大臣や大蔵大臣のかわりという気持ちも含めて、そういう問題に取り組みたい、ひとつ前向きの御決意を聞かしていただきたいと思つておられます。

○神田国務大臣 どういう附帯決議がつくか、まだ拝見しておりませんが、私その内容については何とも申し上げかねますが、しかし、いまお述べになりましたように三党一致でお出しになる、こういうことでございます。三党がかたい決意をお持ちになつて政府を牽制されるわけでございます。政府といたしましては、これは院議尊重でございます。佐藤内閣は院議尊重を方針としておられますから、十分ひとつ尊重いたしまして御期待に沿いたい、かように考えます。

○松澤委員長 これにて本案に対する質疑は終局

いたしました。

○松澤委員長 次に、討論に入るのでありますが、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出の国民年金法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松澤委員長 この際、山村新治郎君、八木一男君及び吉川兼光君より、国民年金法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を求めます。山村新治郎君。

○山村委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派を代表し、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読いたします。

国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につき速やかに実現するよう検討努力すること。

1 各年度の年金額を大幅に引き上げることとし、厚生年金の改正との均衡をはかること。

2 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げること。

3 福祉年金の給付制限を緩和すること。

4 年金額、保険料、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従って改善すること。

5 右の実現のため大幅な国庫支出を行なうこと。

6 拠出年金の積立金の運用については、被保険者の意向が十分反映できるよう配慮するとともに、被保険者の福祉のため運用する部分を拡充すること。

特に左の具体的事項については可及的速やかに実現するよう図ること。

1 各福祉年金額を大幅に引き上げること。

2 各福祉年金の所得制限の限度額を大幅に引き上げるとともに、その後の所得水準上昇にともないこれを引き上げる制度を確立すること。

3 夫婦とも老齢福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。

4 老齢福祉年金及び障害福祉年金における配偶者所得制限を廃止すること。

5 障害年金、障害福祉年金に関して配偶者並びに子につき加算制度を設けること。

6 内部障害の適用範囲をすべての疾病による障害に及ぼすこと。

7 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。

8 保険料の免除を受けたものの年金給付についてはさらに優遇措置を講ずること。

9 拠出年金について物価変動及び生活水準向上の二要件に対応する明確なスライド規定を設けること。

10 年金加入前の障害についても拠出制年金の支給対象とすること。

11 障害年金、障害福祉年金ともに障害の等級範囲を厚生年金とあわせること。

なお、国民年金の事務費については、実状に即し増額すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

〔拍手〕

○松澤委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松澤委員長 起立総員。よって、本案については山村新治郎君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、神田厚生大臣より発言を求められておりますので、これを許します。神田厚生大臣。

○神田国務大臣 国民年金、どうもいろいろありがとうございました。

なお、ただいま附帯決議をおつけになったようでございますが、私どもとしては、この御趣旨を尊重いたしまして善処したい、かように考えます。

いろいろありがとうございました。

○松澤委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松澤委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○松澤委員長 なお、この際おはかりいたします。

理事竹内黎一君より理事辞任の申し出がありますので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松澤委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

これより理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松澤委員長 御異議なしと認め、よって、小宮山重四郎君を理事に指名いたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は明十四日午前

十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

第一類第七号

社会労働委员会議録第三十一号 昭和四十年五月十三日

昭和四十年五月十八日印刷

昭和四十年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局